行政書士試験の施行に関する事務

（総務省自治行政局行政課）

１．制度の概要

行政書士法（昭和 26 年法律第４号）では、行政書士試験の施行に関する事務は、都道府県知事が行うこととされており（行政書士法第３条第２項）、都道府県知事は、総務大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、行政書士試験の施行に関する事務を行わせることができるとしています（行政書士法第４条第１項）。

２．指定、登録等の基準

行政書士試験の施行に関する事務を行うことのできる指定試験機関の指定の基準は、行政書士法第４条の２に規定されています。

〇行政書士法（昭和 26 年法律第４号）

（指定の基準）

第四条の二　総務大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一　職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

２　総務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一　一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二　第四条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ　第四条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

３．指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人行政書士試験研究センター	8010005007387	平成 12 年５月 12 日	（住所）東京都千代田区一番町 25 番地全国町村議員会館３階 （電話）03-3263-7700	行政書士法に基づく要件を満たしているため。

４．指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

５．指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
一般財団法人　行政書士試験研究センター　HP（行政書士試験　URL） https://gyosei-shiken.or.jp/ （令和６年９月１日現在受験手数料 10,400 円）	地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）

６．指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和６年９月１日現在）

指定試験機関の指定等に係る事務については、毎年度指定試験機関が作成する事業計画及び収支予算の認可を行う等、行政書士法の規定に基づき、適切に監督しているところである。

７．政策評価

地方公共団体の事務であるため、政策評価の対象外。